平成２４年（フ）第１３８４号
愛知県長久手市杁ケ池1302番地　ポニーヒル長久手Ａ棟303号
債務者　川瀬　拓雄
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市大和町字牧内33番地１
債務者　杉野　　清
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
三重県伊勢市吹上２丁目９番31号
債務者　長谷　　忠
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９９４号
埼玉県桶川市大字坂田1523番地の７
債務者　田中かおり（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４４号
さいたま市南区根岸４丁目７番５―202号、旧住所愛知県名古屋市中村区太閤通８丁目30番地　広誠ビル４ＦＢ号
債務者　臼木　昭人
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６１号
埼玉県川口市柳崎２丁目５番22号
債務者　中村　　智
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８１号
さいたま市大宮区寿能町１丁目11番地１　モンシェール寿能110
債務者　井福めぐみ
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８８号
さいたま市南区文蔵２丁目11番９号
債務者　結城　巨乗
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
埼玉県川越市仙波町３丁目33番地９　グロリアスマンション３―103号室
債務者　糸井　健次
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字広野２丁目33番地１　パレスエレガント203号
債務者　成田　智美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２４０号
静岡県沼津市原527番地の61、前住所静岡県沼津市大諏訪830番地　ボヌールＢ102
債務者　成田　隆史
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
静岡県沼津市大岡3294番地の１　701
債務者　向笠　里美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
静岡県伊東市荻412番地の５　角折住宅Ｄ―523号、前住所静岡県伊東市松原942番地の１猪山住宅２号棟114号
債務者　石井　里香（旧姓上東）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
静岡県田方郡函南町仁田238番地の５　ラ・メーグ105
債務者　小山　優雅
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
静岡県三島市萩88番地
債務者　勝俣　英江
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
静岡県沼津市大岡1977番地の11、前住所静岡県沼津市岡一色30番地の２　401
債務者　篠原　敬和
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番71―23号
債務者　今村　春美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係